2011年9月7日 au 損害保険株式会社

台風 12 号により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

このたび、台風 12 号による被害により、鳥取県、三重県、奈良県及び和歌山県において 多数の皆さまが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に 救助を必要とすることから、鳥取県、三重県、奈良県及び和歌山県は以下の地域に災害救助法の適用を決定いたしました。

また、岡山県玉野市において住家に多数の被害が生じたため、岡山県は災害救助法の適用を決定しましたので合わせてご案内いたします。

適用地域にお住まいのご契約者の皆さまには、「災害救助法適用時の特別措置」が適用となる場合がございますので、下記の『au 損保お客様サポートデスク』までお問い合わせ下さい。

■災害救助法適用市町村 【法適用日】

[鳥取県]

東伯郡湯梨浜町、西伯郡南部町 【9月3日】

[三重県]

熊野市、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町【9月2日】

[奈良県]

五條市、宇陀郡御杖村、吉野郡吉野町、吉野郡下市町、吉野郡黒滝村、吉野郡天川村、吉野郡野迫川村、吉野郡十津川村、吉野郡川上村、吉野郡東吉野村【9月2日】

[和歌山県]

田辺市、新宮市、日高郡日高川町、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡古座川町 【9月2日】

[岡山県]

玉野市 【9月2日】

■ご照会窓口

au 損保 お客様サポートデスク	0800-700-0600 (無料)
	営業時間:9時~21時(年末年始を除く)